



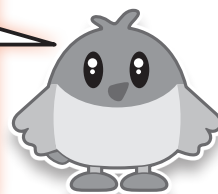
「愛媛県消費者教育推進計画」を策定しました!

県では、消費者教育の推進に関する法律に基づく、国の基本方針を踏まえ、様々な生活の場面や子どもから大人までのライフステージに応じて、生涯を通じた体系的かつ実践的な消費者教育を推進していくため、平成26年9月に「愛媛県消費者教育推進計画(平成26年度～29年度までの4年間)」を策定しました。

Q なぜ、計画が必要なの?



A 消費者被害は多様化・深刻化していて、各年代、ライフステージを通じての体系的かつ実践的な消費者教育が必要な状況です。中でも特に、若年層には、社会的経験が乏しく今後の自立した消費者に向けての対応、高齢者等には、今まさに消費者被害に遭うリスクへの対応、さらに、県や市町では、相談員の配置等、相談体制を敷いているところですが、PR不足などもあって、それらに対する県民の皆さんの認知度が十分であるとはいえません。こういったことが計画の必要性であると考えています。



Q 計画の体系は?

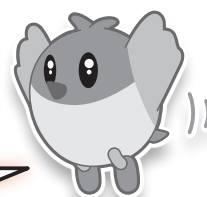


A 目標として、法の理念でもあります「消費者自らが考え、自ら行動できる消費者を育成支援すること」を通じて「消費者市民社会の実現」を目指すこととしています。この目標を達成するため、消費者教育においても市町連携による「チーム愛媛」、さらには事業者等と一丸となった「オール愛媛」による取組を進めることとして、3つの課題と7つの重点目標を設定し取組むこととしています。

詳しくは、愛媛県のホームページをご覧ください。

愛媛県消費者教育推進計画

検索



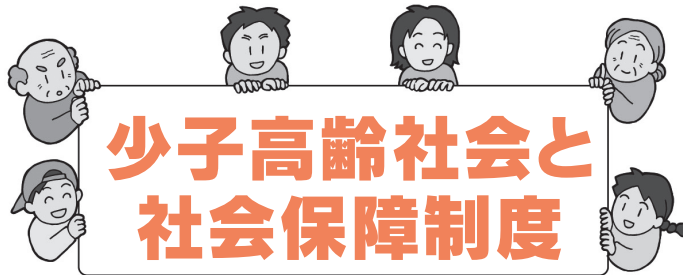
Q 具体的な施策の内容は?



- A**
- 地域の集会や学校等への消費者教育の講師無料派遣
 - 地元大学と連携した、大学生と一般の方を対象とした消費者教育の講座開催
 - 教員向けの消費者教育セミナーの開催
 - 見守りネットワークの拡充・強化
など消費者教育を推進します。



～消費者教育は、全ての県民が主役となるものです。一緒に、消費者教育を始めませんか?～



愛媛県金融広報アドバイザー 廣瀬 一郎

1. 社会保障と自立

(1) 日本国憲法



第25条(生存権、国の社会的使命)

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

これは、社会保障の最も基本的な法的根拠です。

社会保障とは、個人の不安がない安心できる状態を社会全体で整備することです。我々の将来における予想されるリスクを軽減することによりその不安は減少していくでしょう。

リスクとは、病気、離職、加齢、(被)扶養、その他思いがけずおこる事故などの保険事故と呼べるものが思い浮かびます。社会全体でリスクを回避するため、リスク分散のため、公的保険制度が必要になります。

(2) 公的年金制度

現役世代の納める保険料によって高齢者の年金給付を賄うという世代間扶養の仕組み(賦課方式)をとっているからこそ、賃金や物価に応じた給付水準の改定、終身にわたる年金支給、万が一の場合の障害年金や遺族年金の支給といったことも可能となっています。

しかし、少子高齢化の進展をはじめとする様々な社会の変化の中、社会保障の支え手は「胴上げ型」から「騎馬戦型」へと変化し、さらには「肩車型」となることが推定されています。

(3) 合計特殊出生率

1971年には2.1人台でしたが減少傾向が続き、2005年に1.26人と底を打った後、2013年には1.43と微増傾向ではあるものの年々上昇しています。

人口の増加は公的年金制度を支える重要なポイントであり、働く女性や育児への支援制度が出生率を上向きにさせたのではないのでしょうか。

2. 人生設計と将来への見立て

中高齢になると職場では職務再設計というものがあります。人生においても同様に、人生の再設計が必要ではないのでしょうか。労働機能の衰退に対する配慮は職務再設計により是正されます。人生には適切な将来への設計と見立てが大切で、特に最近では人生後半それも後期の人生設計と後期への見立てが必要となってきました。

職務再設計とは、簡単にいえば、職務の内容や職場環境など仕事に関する条件を再度見直し、改善していくことです。中高年齢者が安全かつ安心して仕事ができ、また、新たに能力を開発し、それらを十分に発揮

できるような設計が必要です。

因みに、次の表は主な年齢の平均余命ですが、そのうちどれくらい労働年数にあてるかは個々人で開きがあると思いますが、経験則ではあります。75歳までを労働可能年齢と推測しております。また、人生を

平成25年 主な年齢の平均余命
(単位:年)

年齢	男	女
40歳	41.29	47.32
50歳	31.92	37.74
60歳	23.14	28.47
70歳	15.28	19.59

出典:平成25年度 簡易生命表(抜粋)

考える上では働くことや仕事は切り離せなくなってきました。しかし、加齢による各人間機能の衰えは無視できず、働くことと社会保障制度は同時に考えていかなければならない重要な課題であると考えられます。

仮に定年年齢を60歳とすると、それ以降の余命は男女とも20年以上あることが分かります。現在働いている人は何歳まで働き、早期退職、定年退職、雇用延長など、どのような選択をされるでしょうか。

3. 社会保障制度との共存

私たちは将来のことを明確にイメージできず(せず)に「近視眼的」、つまり今が良ければよいとの非合理的で自分の将来に対して無責任な行動を取りがちです。言いかえれば「何とかなる」「今さえよければよい」との回避型の楽観的な思考と言えます。

ところで年金は、保険料で賄えない分は国が負担しています。少子高齢化や未加入者の増加に加え、現在働いている人の年金受給に対する悲観的な見込みからのモチベーション低下による保険料減収の傾向に

より、保険料で賄えない給付分が多くなり、国の負担が増えることが予想されます。それは税金歳入の補填を余儀なくさせるので、結局、またまた赤字国債発行が増えていく悪循環になります。

これは国民全体のリスクであり、回避の対策が早急に講じられなくてはなりません。国の公的社会保障におんぶに抱っこではなく、我々個々人が真剣に考えていかなければならない喫緊の難問でしょう。

4. 厚生年金と給与

< 在職老齢年金の仕組み >

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。60歳台前半と65歳以降で調整のしくみが異なりますが、給料の増加に応じて、給料と年金の合計受取額は増えるしくみになっています。

◆60歳台前半の在職老齢年金

年金月額と給料との合計額が28万を超えると、年金額の一部または全部が支給停止されます。

◆65歳以降の在職老齢年金

調整のしくみは60歳台前半よりも緩やかになり、老齢厚生年金の年金月額と給料との合計額が46万円を超えると、年金額の一部または全部が支給停止されます。調整の対象となるのは老齢厚生年金のみであり、65歳から受ける老齢基礎年金は全額受けられます。

5. 結論

今の高齢者はもちろんのこと、これから高齢者になる(働ける)人たちは、公的社会保障制度を利用できるのはもちろんではありますが、一人一人が未来の働く人に過剰負担をかけないように、少しでも今負担できるものは負担してみるこころ構えが必要かも知れません。

そのためには、国民の働く権利への国・民間挙げての支援施策が必要となるのではないのでしょうか？

社会保障制度を利用できる人たちが、制度に対する「もらわぬ損」とのモラルハザードを減らし、成熟してしまった社会保障制度への支えとなることが望まれます。

多重債務者無料相談会を開催します!

愛媛県では、愛媛弁護士会・愛媛県司法書士会と共同で「多重債務者無料相談会」を開催します。秘密は厳守されますので、この機会に、ぜひご相談ください。

開催日	時間	場所	予約先
平成27年2月19日(木)	13:30~16:30	松山公共職業安定所 3階大会議室 (松山市六軒家町3-27)	愛媛県消費生活センター (松山市山越町450) TEL:089-926-2603

- ◆ハローワーク松山主催「住居・生活相談会」の中で実施します。
- ◆事前予約制となっていますので、予約先にお電話ください。予約受付は、開催日の1ヶ月前から行います。
- ◆無料相談会以外でも、愛媛県消費生活センターでは、多重債務の相談を受け付けています。

消費者問題の啓発テレビ番組を放送しています!

平成26年11月から南海放送で啓発番組を放送しています。進行はらくさぶろうさんと水口佳美さん。悪質商法の手口や対処法をわかりやすく紹介しています。1月以降の放送日時は次のとおりです。皆さん、ぜひご覧ください!

番組名	放送日	放送時間	放送局
「悪質商法シャットアウト! ~慌てない!落ち着く!誰かに相談!~」	平成27年1月 4日(日)	20:54~ 21:00	南海放送 (地デジch.4)
	平成27年1月11日(日)		
	平成27年2月 1日(日)		
	平成27年3月 1日(日)		

今年度 第1回消費生活川柳 優秀作品決定!!

選考の結果、優秀作品2作が右のとおり決定しました。ご応募いただいた皆様どうもありがとうございました。

県消費生活センターでは、引き続き、消費者問題への関心を寄せていただくため、消費生活に関する川柳を募集しています。

はがき・FAX・メールなどに、「作品」「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上ご応募ください。

優秀作は、次回の「えひめのくらし」誌面にてご紹介します。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町450番地

愛媛県消費生活センター

FAX:089-946-5539

E-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp

※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。

優秀作品

**ここだけの
うまいはなしは
ありません**

今治市 ペンネーム京ちゃん 作

**その電話
見えぬ相手を
信じるの?**

松山市 三好 妙子 作

これまでの作品についてはホームページでご紹介しています。ぜひご覧ください。

消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

消費者ホットライン(お近くの相談窓口につながります)

相談時間 月・火・木・金 9:00~17:00

水 9:00~19:00(祝日・年末年始を除く)

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

 **089-925-3700**

 **0570-064-370**



発行: 愛媛県県民環境部管理局県民生活課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-926-2603